

宇和島市民協働のまちづくり顕彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「すべての人が住みやすい宇和島市」の実現に向けて、市民活動をより一層推進するため、地域課題の解決やまちづくりに貢献をしている個人・団体を顕彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の方法)

第2条 顕彰は、市長が感謝状を贈呈すること（以下「贈呈」という。）によって行うものとする。

(贈呈の対象)

第3条 贈呈の対象は、概ね5年以上継続して地域課題の解決やまちづくりに主体的に取り組んでいる個人・団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、贈呈の対象としない。

- (1) 同一の内容で、この要綱又は市の他の規定に基づく表彰等を既に受けている活動
- (2) 公的機関からの委託料を受けた業務として行っている活動
- (3) 政治、宗教及び営業の一環と認められる活動
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める活動

(贈呈候補者の募集)

第4条 贈呈候補者は、市民からの他薦による公募で募集する。

2 前項の規定による贈呈候補者の推薦をしようとする者（以下「推薦者」という。）は、宇和島市民協働のまちづくり感謝状推薦書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(被贈呈者の決定)

第5条 被贈呈者は、前条の贈呈候補者の活動について関係する部署が確認したもののうちから市長が決定する。

(贈呈の時期)

第6条 贈呈は、適宜時機を逸しない程度に行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。